

## 高等学校等就学支援金7月の所得審査 意向確認書

学校名	
生徒氏名（自署）※	
住所	

※保護者等の代筆も可能です。

## 【確認事項】

- ・高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- ・高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、高等学校等就学支援金は受給できず、授業料を納付する必要があります。
- ・審査にあたっては、昨年の税の確認が求められることから、事前に確定申告を済ませておく必要があります。申告遅れや申告漏れがあった場合、申請月からの支給を受けられない場合があります。

## 【就学支援金を受給中の方】

- 該当する項目のどちらかの□にチェックを入れてください。

	確認項目	審査後の通知
<input type="checkbox"/>	高等学校等就学支援金の継続支給を希望します。 なお、令和3年1月1日時点の保護者の課税地は以下のとおりです。 (マイナンバーを利用せず、生活保護受給証明書等を提出する方は、別途記入いただく申請書がありますので、事務室まで御連絡ください。)	継続認定を受けた者には支給決定通知、不認定者には受給資格消滅通知が送付されます。
	氏 名	令和3年1月1日時点の課税地情報
	保護者1	都 道 府 県 市 区 町 村 国外居住 <input type="checkbox"/>
	保護者2	都 道 府 県 市 区 町 村 国外居住 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	親権者等が所得制限※に該当する、またはほかの理由により、高等学校等就学支援金の受給権を放棄します。	受給資格消滅通知が送付されます。

※所得制限とは・・・

A = 課税所得 × 6% - 市町村民税の調整控除の額  
(千葉市等の政令市は調整控除の額にさらに3/4を乗じます)

保護者のAの値の合計が30万4200円以上の場合、所得制限に該当し受給できません。

## 【就学支援金を受給していない方】

- 該当する項目のどちらかの□にチェックを入れてください。

	確認項目	審査後の通知
<input type="checkbox"/>	高等学校等就学支援金の支給を希望します。 (別途記入をお願いする申請書がございますので、事務室まで御連絡ください。)	認定を受けた者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。
<input type="checkbox"/>	親権者等が所得制限※に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。	通知はありません。

※審査決定の後に、年の中途において修正申告により課税所得等に変更が生じる場合は、知り得た日(市町村からの変更決定通知書等の到着日等)の翌日から15日以内に学校事務室に申請が必要となりますので、修正申告をする場合は前もってご相談ください。

令和 年 月 日

上記「確認事項」を含め確認いたしました。

保護者署名

※保護者等1名の自筆による署名

(所得確認の対象が生徒本人の場合は不要)